

「銀行取引規定」新旧対照表（改定日：2023年6月1日）

改定後	改定前
<p>銀行取引規定</p> <p>第1条 取引条件</p> <p>1. バンキングサービスを利用するためには、当社にお客さま名義の普通預金口座を開設する必要があります。</p> <p>2. 事業目的での口座利用はできません。</p> <p>3. 当社は、以下の事由に該当する場合は、本規定に基づく取引に係る契約その他一切の契約の締結に応じないものとします。</p> <p>第14条 取引の制限等</p> <p>1. 当社はお客さまの情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を定めて各種確認や資料の提出を求めることがあります。お客さまから正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、本規定に基づくお取引の全部または一部を停止・制限する場合があります。</p>	<p>銀行取引規定</p> <p>第1条 取引条件</p> <p>1. バンキングサービスを利用するためには、当社にお客さま名義の普通預金口座を開設する必要があります。</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>2. 当社は、以下の事由に該当する場合は、本規定に基づく取引に係る契約その他一切の契約の締結に応じないものとします。</p> <p>第14条 取引の制限等</p> <p>1. 当社はお客さまの情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を定めて各種確認や資料の提出を求めることがあります。お客さまから正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、本規定に基づくお取引の全部または一部を制限する場合があります。</p>

改定後	改定前
<p>ます。</p> <p>2. 前項の各種確認や資料の提出の求めに対するお客さまの回答、具体的な取引の内容、お客さまの説明内容およびその他の事情を考慮して、当社がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、本規定に基づくお取引の全部または一部を停止・制限する場合があります。</p> <p>3. お客さまからの説明等に基づき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当社が認める場合、当社は前項に基づく取引等の停止・制限を解除します。</p> <p>4. 第1項および第2項によりお取引を停止・制限する場合、これによりお客さまに生じた損害について、当社は、当社に故意または重過失がある場合を除き、責任を負いません。</p>	<p>す。</p> <p>2. 前項の各種確認や資料の提出の求めに対するお客さまの回答、具体的な取引の内容、お客さまの説明内容およびその他の事情を考慮して、当社がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、本規定に基づくお取引の全部または一部を制限する場合があります。</p> <p>3. お客さまからの説明等に基づき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当社が認める場合、当社は前項に基づく取引等の制限を解除します。</p> <p>4. 第1項および第2項によりお取引を制限する場合、これによりお客さまに生じた損害については当社は責任を負いません。</p>
<p>第18条 解約等</p> <p>2.</p> <p>(8) 預金口座開設時の届出内容または第14条第1項に基づきお</p>	<p>第18条 解約等</p> <p>2.</p> <p>(8) 預金口座開設時の届出内容に虚偽があることが明らかに</p>

改定後	改定前
<p><u>客さまが回答もしくは届け出た内容</u>に虚偽があることが明らかになった場合、または預金口座開設時の本人確認書類が真正でないことが判明した場合</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>(11) お客さまの預金口座が法令もしくは公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると当社が判断した場合</p> <p>(12) <u>第14条第1項および第2項に基づき本規定に基づく取引の全部または一部を停止・制限することができる場合において、当該取引を解約する必要があると当社が判断した場合</u></p> <p>(13) その他、当社との取引の中止を必要とする相当の事由が生じた場合</p> <p>3. 前項による本規定に基づく取引の解約によりお客さまに損害が生じても、当社は、<u>当社に故意または重過失がある場合を除き</u>、責任を負いません。</p>	<p>なった場合、または預金口座開設時の本人確認書類が真正でないことが判明した場合</p> <p><u>(11)外国籍のお客さまが、当社に届け出ている在留期間の満了日を経過した場合</u></p> <p>(12)お客さまの預金口座が法令もしくは公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると当社が判断した場合</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>(13)その他、当社との取引の中止を必要とする相当の事由が生じた場合</p> <p>3. 前項による本規定に基づく取引の解約によりお客さまに損害が生じても、当社は責任を負いません。</p>

改定後	改定前
<p>4. 第2項のほか、第1条第3項各号に該当した場合、本規定に基づく取引に係る契約その他当社とお客さまとの間の一切の契約は解約されるものとします。なお、この解約によって生じた損害については、当社は責任を負いません。また、この解約により当社に損害が生じたときは、お客さまにその損害額をお支払いいただきます。</p> <p>5. (1) <u>当社は、お客さまの情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、期限を指定して各種確認や資料の提出などのお客さま情報の更新を求めることがあります。お客さまから正当な理由なく指定した期限までに回答に答えていただけない場合には、お客さまとの本規定に基づく取引の全部または一部を停止・制限し、もしくは解約することができるものとします。</u></p> <p>(2) <u>日本国内に住所を有している外国籍のお客さまに対して、在留資格を確認するために、当該資格を確認する資料の提出を求めることができます。この場合において、お客さまから正当な理由なく資料の提出等が行われなかった場合、または在留期間が経過した場合にはお客さまとの本規定に基づく取引の全部または一部を停止・制限し、もしくは解約することができるものとします。</u></p>	<p>4. 第2項のほか、第1条第2項各号に該当した場合、本規定に基づく取引に係る契約その他当社とお客さまとの間の一切の契約は解約されるものとします。なお、この解約によって生じた損害については、当社は責任を負いません。また、この解約により当社に損害が生じたときは、お客さまにその損害額をお支払いいただきます。</p> <p><u>(追加)</u></p>

改定後	改定前
<p data-bbox="297 341 1099 564">6. <u>第2項により取引が停止されたため取引の解除若しくは解約を求める場合、または預金口座が解約され残高がある場合には、当社に申し出てください。当社は本人確認のための証明書類その他の当社が必要と認める書類等の提出、保証人等を求める場合があります。</u></p> <p data-bbox="792 871 1084 903" style="text-align: center;"><u>(2023年 6月 1日現在)</u></p> <p data-bbox="999 1018 1055 1050" style="text-align: center;">以上</p>	<p data-bbox="1122 341 1910 564">5. <u>解約時に預金口座に残高がある場合、当社は、当社の認める金融機関の中からお客さまが指定した他の金融機関のお客さま名義の預金口座に当該残高を振込むことで、お客さまに対するすべての責任を免れることができるものとします。</u></p> <p data-bbox="1585 871 1910 903" style="text-align: center;"><u>(2022年 10月 17日現在)</u></p> <p data-bbox="1821 1018 1877 1050" style="text-align: center;">以上</p>

※上記は改定部分のみを記載しています。